

石川県教育費負担軽減奨学金（家計急変）のお知らせ

（高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金））

【石川県内の私立高等学校等に在学する生徒用】

授業料以外の教育費負担を軽減するため、返還を要しない給付型の奨学金です。

1. 支給要件 …… 以下の3つの要件を全て満たす世帯が対象となります。

- ① 収入の急激な減少により保護者等の道府県民税及び市町村民税所得割額の推計額が非課税（0円）である世帯に相当すると認められる世帯であること
→ 両親の場合は双方とも非課税であることが必要
→ 生活保護法第36条の規定による生業扶助が行われている場合は家計急変に係る石川県教育費負担軽減奨学金の対象とはなりません。
- ② 令和2年7月1日現在、保護者等が石川県内に在住していること
- ③ 対象となる生徒（高校生等）が就学支援金支給対象である私立高等学校等に在学していること
（対象となる学校：高等学校、中等教育学校（後期課程）、左記の学校の専攻科、高等専門学校（1～3年生）、専修学校高等課程、専修学校一般課程または各種学校であって国家資格者養成施設の指定を受けているもの並びに各種学校となっている外国人学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省告示で定めるもの）

2. 給付額 …… 対象生徒の状況※1や家計急変の時期※2により対象生徒1人あたり、次の金額を給付

世帯区分	給付年額	通信制・専攻科
イ 対象となる生徒に15歳（中学生を除く）～ 23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいない世帯	103,500円	38,100円
ウ 対象となる生徒に15歳（中学生を除く）～ 23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯	138,000円	38,100円

※1 高校生等が2人以上いる場合、1人目は「イ」その他は「ウ」となります。詳細は「対象確認シート」参照

※2 年額の支給となる場合は、家計急変が令和2年1月1日から同年6月30日までに生じ、指定の期日までに申請書類を提出した世帯のみ

令和2年7月1日以降に家計急変が生じた場合は、家計急変及び申請の時期によって対象となる月数分の額（月数を12か月で除した額）となる。

（例）イの世帯区分で令和2年9月に家計急変が生じて申請された場合

103,500円 × 6か月（対象期間：10月～翌年3月） / 12か月 = 51,750円を給付

3. 申請方法

給付を希望する場合は、「提出書類のご案内」の「2 教材費など授業料以外の教育費に対する支援（石川県教育費負担軽減奨学金）」の記載に沿って必要となる書類を全て提出してください。

→ 【申請期間（遊学館高等学校）】

- ① 令和2年1月1日から同年6月30日までに家計急変が生じた世帯

令和2年7月1日（水）～令和2年8月24日（月）まで

- ② 令和2年7月1日以降に家計急変が生じた世帯

随時受付（ただし、令和3年2月26日（金）まで）

→ 【申請書類等の依頼先・提出先】

遊学館高等学校事務室（担当：坂口・梶本）に提出してください。

〒920-0964 石川県金沢市本多町2丁目2番3号 TEL. 076-262-8484

→ 【問い合わせ先】

遊学館高等学校事務室 または 石川県総務部総務課（TEL. 076-225-1233）

提出書類のご案内

1 授業料に対する支援（石川県私立高等学校授業料軽減補助金）

- (1) 授業料減免（家計急変）申請書
- (2) 保護者又は保護者がいない場合は学資負担者（以下「保護者等」という。）の住民票（申請時点のもの）
- (3) 保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類（次のいずれかの写しを添付）

【(3) の書類の具体的な内容】

- ①離職票（提出できない場合は、前雇用者が失職を証明する書類で代替できます。）
- ②雇用保険受給資格者証
- ③解雇通告書
- ④破産宣告通知書
- ⑤廃業等届出書 など

- (4) 家計急変の前後の保護者等の収入を証明する書類（収入の減少の有無にかかわらず保護者等全員のものが必要です。世帯の状況に応じて次のいずれかの書類を添付してください。）

【(4) の書類の具体的な内容】

- ①所得課税証明書（扶養親族の記載が省略されていないもの）の写し
→ 所得課税証明書に扶養親族の記載がない場合は、追加で扶養親族分の健康保険証の写しを添付してください。
→ 令和2年6月以前に申請された場合は、令和2年7月以降に改めて「令和2年」の所得課税証明書をご提出いただきますようお願いいたします。

○給与又は個人事業主等で事業収入（売上）の減少による家計急変の場合は①に加えて、②から④の書類のいずれかを添付してください。

- ②雇用主が作成した家計急変した日以降の月額給与の見込み額
- ③②の取得が困難な場合は、直近3か月分の給与明細書の写し
- ④個人事業主の場合は、税理士又は公認会計士が作成した直近3か月分の事業収入（売上）が確認できる資料及び直近の確定申告書の写し
→ 事業収入（売上）は、確定申告書（所得税法第2条第1項37号に規定する確定申告書を指す。）第一表における「収入金額等」の事業欄に記載される額と同様の算定方法によるものとします。

（次のページへ続く）

→ 税理士又は公認会計士の作成した資料の取得が困難な場合は、直近3か月分の事業収入（売上）の算出根拠とした売上台帳の写し等※を追加で添付してください。

なお、写しを添付する際には、事業収入（売上）の算出の根拠となる箇所にマーカーなどでチェックをつけてください。

※算出根拠とした売上台帳の写し等について

- ・フォーマットの指定はありませんので、経理ソフト等から抽出したデータ、エクセルデータ、手書きの売上台帳などでも構いません。
- ・紙面に印刷又はコピーして添付してください。
- ・書類の名称も「売上台帳」でなくても構いません。ただし、提出する資料が直近3か月の事業収入（売上）であることを確認できる資料として提出してください。（2020年〇月と明確に記載されているもの等）

→ 直近の確定申告書の写しについては次の（i）及び（ii）の書類の写しを提出ください。

- （i）確定申告書 第一表及び第二表
- （ii）収支内訳書若しくは所得税青色申告決算書

（5）家計急変を理由として次のいずれかの状況に該当することとなった世帯は、その状況に該当することを証明する書類を（4）の書類に代えることができます。

- ①生活保護受給世帯となったこと
- ②保護者等が所得税法（昭和40年法律第33号）の規定により所得税を納付しないこととなる者となったこと
- ③保護者が国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定により国民年金の保険料の納付が減免されている者となったこと
- ④同一生計に属する者が児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）の規定により児童扶養手当の支給を受けている者となったこと
- ⑤同一生計に属する者が就学困難な児童及び生徒にかかる就学奨励についての国の援助に関する法律（昭和31年法律第40号）の規定により市町村から就学援助を受けている者であること

2 教材費など授業料以外の教育費に対する支援（石川県教育費負担軽減奨学金）

- （1）石川県教育費負担軽減奨学金（家計急変）受給申請書
- （2）保護者の住民票（令和2年7月1日時点で保護者全員が県内に住所を有していることがわかるもの）
- （3）保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類（次のいずれかの写しを添付）

【(3) の書類の具体的な内容】

- ①離職票（提出できない場合は、前雇用者が失職を証明する書類で代替できます。）
- ②雇用保険受給資格者証
- ③解雇通告書
- ④破産宣告通知書
- ⑤廃業等届出書 など

(4) 家計急変の前後の保護者等の収入を証明する書類（収入の減少の有無にかかわらず保護者等全員のものが必要です。世帯の状況に応じて次のいずれかの書類を添付してください。）

【(4) の書類の具体的な内容】

- ①令和2年の所得課税証明書（扶養親族の記載が省略されていないもの）の写し
 - 所得課税証明書に扶養親族の記載がない場合は、追加で扶養親族分の健康保険証の写しを添付してください。
 - 令和2年6月以前に家計急変が生じた場合は、家計急変の状況を踏まえた上で、令和2年7月1日時点の状況に基づき判定します。令和2年7月以降に家計急変が生じた場合はその時点の状況に基づき判定します。

○給与又は個人事業主等で事業収入（売上）の減少による家計急変の場合は①に加えて、②から④の書類のいずれかを添付してください。

- ②雇用主が作成した家計急変した日以降の月額給与の見込み額
- ③②の取得が困難な場合は、直近3か月分の給与明細書の写し
- ④個人事業主の場合は、税理士又は公認会計士が作成した直近3か月分の事業収入（売上）が確認できる資料及び直近の確定申告書の写し
 - 事業収入（売上）は、確定申告書（所得税法第2条第1項37号に規定する確定申告書を指す。）第一表における「収入金額等」の事業欄に記載される額と同様の算定方法によるものとします。
 - 税理士又は公認会計士の作成した資料の取得が困難な場合は、直近3か月分の事業収入（売上）の算出根拠とした売上台帳の写し等※を追加で添付してください。
なお、写しを添付する際には、事業収入（売上）の算出の根拠となる箇所にマーカーなどでチェックをつけてください。

※算出根拠とした売上台帳の写し等について

- ・フォーマットの指定はありませんので、経理ソフト等から抽出したデータ、エクセルデータ、手書きの売上台帳などでも構いません。

（次のページに続く）

- ・紙面に印刷又はコピーして添付してください。
- ・書類の名称も「売上台帳」でなくても構いません。ただし、提出する資料が直近3か月の事業収入（売上）であることを確認できる資料として提出してください。（2020年〇月と明確に記載されているもの等）


→ 直近の確定申告書の写しについては次の（i）及び（ii）の書類の写しを提出ください。

- （i）確定申告書 第一表及び第二表
- （ii）収支内訳書若しくは所得税青色申告決算書

- （5）在学証明書（石川県外の私立高等学校等に在学される場合のみ）
- （6）健康保険証の写し（保護者及び保護者の扶養の対象となっている子のもの）
- （7）扶養誓約書（（6）の健康保険証の写しが、国民健康保険の場合のみ）
- （8）振込口座申出書
- （9）生活保護法に基づく生業扶助を受給していないことを誓約する書類

【制度や提出書類に関するお問い合わせ先】

石川県総務部総務課私学・県立大学支援グループ

 076-225-1233

石川県教育費負担軽減奨学金における家計急変世帯への支援について

1 概要

本来は石川県教育費負担軽減奨学金の対象ではなかった世帯において、家計の急変により保護者等の収入が激減した場合に、要件に沿って教材費等の授業料以外の教育費への支援をさせていただきます。

2 家計急変として対象となる世帯について

- (1) 7月1日時点で石川県内に保護者が居住しており、家計の急変による経済的理由から、保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯に相当すると認められる世帯が対象となります。
- (2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助が行われている場合は、補助対象となりません。生業扶助が措置されていないことにかかる確認は申請者から誓約書の提出を受けることで確認します。

3 給付額及び家計の状況の確認

- (1) 1月1日から6月30日までに家計が急変し、8月末までに申請のあった方については、次のとおり家計の状況を確認します。
 - ① 7月1日時点において県内に在住していることがわかる住民票
 - ② 急変した時点における家計の状況を証明する書類
 なお、支給額は、以下に記載する単価に応じた額を給付いたします。
- (2) 7月以降に家計が急変し、随時に申請のあった方には、次のとおり家計の状況を確認します。
 - ① 7月1日時点において県内に在住していることがわかる住民票
 - ② 急変した時点における家計の状況を証明する書類
 なお、支給額は、以下に記載する単価について、申請のあった翌月以降の月数に応じて算定した額を給付いたします。

- 申請に係る提出書類の詳細については、「提出書類のご案内」を参照してください。
- 直近3か月分の給与明細書の写し等に基づき家計急変として申請される場合は、家計急変のあった日は直近3か月分の最後の収入を受け取った日として取り扱います。
- 給付単価(年額)

世帯区分	給付年額	通信制又は専攻科
イ 対象となる生徒に15歳(中学生を除く)～ 23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいない世帯	103,500円	38,100円
ウ 対象となる生徒に15歳(中学生を除く)～ 23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯	138,000円	38,100円